

住宅改修におけるよくある問い合わせ

①【住宅改修全般に関すること】

Q1. 事前申請をせずに工事を行った場合、住宅改修費支給の対象となりますか。

A1. 工事着工前に事前申請をしなければ、支給の対象となりません。

Q2. 要介護認定申請中(新規申請・更新申請・変更申請)でも住宅改修の事前申請を行うことは可能ですか。

A2. 要介護認定申請中であっても、住宅改修の事前申請を行うことは可能です。ただし、認定結果が「非該当」となった場合には支給の対象となりません。事前に被保険者への説明をしてください。

Q3. 新築工事やリフォームを行う予定です。手すりやスロープ等を住宅改修で設置することは可能ですか。

A3. 住宅改修は、新築(増築・リフォーム)工事の補助金ではありません。竣工日より前に住宅改修の必要性がある場合は、新築工事中に設置を行うべきであり、支給対象となりません。ただし、竣工日以降に住宅改修の必要性がある場合は支給の対象となります。

Q4. 入院(入所)中でまもなく退院(退所)する予定ですが、住宅改修の事前申請をすることは可能ですか。

A4. 退院(退所)の日程が決まっており、利用者の心身の状況からあらかじめ住宅改修をしておく必要がある場合に限り、事前申請を行うことができます。工事完了後の事後申請は退院(退所)後に行ってください。結果として退院(退所)しなかった場合は支給対象となりませんのでご注意ください。

※入院(入所)中の方は償還払いとなります。受領委任払いはできません。

②【手すりの取付け】

Q1. 「2階に寝室がある」「2階へ洗濯物を干す」等のために階段に手すりをつけることは可能ですか。

A1. まずは被保険者が階段を使わずに生活を完結できないか検討してください。検討した結果、それでも手すりが必要な場合は支給対象となります。

Q2. 玄関と勝手口両方に手すりを取り付けることは支給対象となりますか。

A2. どちらか 1 か所だけが支給対象となります。生活導線上どうしても両方に必要である(洗濯物を干す場合、ごみ出しをする場合など)と判断される場合は、理由書にその旨の記載していただいた上で個別に判断することとなります。

Q3. 家の1階と2階にトイレがあるが、その両方に手すりを取り付けることは支給対象となりますか。

A3. どちらか1か所だけが支給対象となります。生活導線上や身体状況を勘案し、両方に必要であると判断される場合は、理由書にその旨の記載していただいた上で個別に判断することとなります。

Q4. 棚やペーパーホルダーと一体型の手すりを取り付けることは支給対象となりますか。

A4. 棚やペーパーホルダー部分は、手すりの範囲を超えているため、手すり部分のみが対象となります。その際、棚やペーパーホルダー等の保険給付対象外の部分を適切に区分して算出できる場合のみ支給対象となります。

Q5. 以前に設置した手すりが老朽化したことから、その手すりを撤去し、新たに手すりを設置する場合は、支給対象となりますか。

A5. 単に老朽化したことが原因である場合は、住宅改修の対象とはなりません。

Q6. 要介護者の心身状況の変化により、これまで設置されていた手すりでは機能が十分でなくなり、既存の手すりを取り外し、新しい手すりを設置する場合には、支給対象となりますか。

A6. 支給対象となります。

Q7. 要介護者の心身状況の変化により、既存の手すりの位置の変更が必要となった場合は支給対象となりますか。

A7. 支給対象となります。

Q8. 下駄箱等の家具に手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となりますか。

A8. 下駄箱等の家具は「住宅」ではなく「家具」であり、安全面からも手すりに加重した際に倒れる危険性があるため支給対象と認められません。ただし、壁に固定されており動かさない場合(住宅と一体となっている場合等)は住宅の一部として支給対象

となる可能性があります。家具に手すりを設置する際は理由書等に固定されていることを記載の上、安全面にも問題がないことを詳しく記載していただいた上で個別に判断することとなります。

③【段差の解消】

Q1. 上がり框の段差の緩和のため、式台を設置や、上がり框の段差を二段にする工事は支給対象となりますか。

A1. 式台については、固定させる等、持ち運びが容易でないものは段差の解消として支給対象となります。持ち運びが容易なものは対象外となります。また、上がり框を二段にする工事は段差の解消として支給対象となります。

Q2. 階段の段数を増やして、一段あたりの高さを低くする場合は対象となりますか。

A2. 支給対象となります。

Q3. 階段の各段差は変えずに平面部分(踏み面)を広くしたりして転倒防止や車いすでの移動を安全なものにするための改修は段差解消として対象となりますか。

A3. 段差自体は変わっていないため、対象となりません。

Q4. 昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となりますか。

A4. 昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外となります。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据え置き式のもの、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となります。

④【滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更】

Q1. 滑りの防止を図るための床材の表面の加工(溝をつけるなど)は、住宅改修の支給対象となりますか。また、階段にノンスリップを滑り止めのゴムを付けたリ、カーペットを張り付けたリする場合は支給対象となりますか。

A1. いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となります。ただし、ノンスリップ等を付けるには、簡易に取り外せないように接着剤等で固定する場合に支給対象となります。

Q2. 「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」について、居室においては、畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更等が想定されると通知されているが、畳敷から畳敷(転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む。以下同じ。)への変更や板製床材等から畳敷への変更についても認められますか。

A2. 被保険者の嗜好や老朽化によるものではなく、被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、お尋ねのような変更(改修)についても認められます。

⑤【引き戸等への扉の取替え】

Q1. 扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となりますか。

A1. 扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状態に合わせて性能が代われば、扉の取替えとして住宅改修の支給対象となります。具体的には右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられます。

Q2. 既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となりますか。

A2. 既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となります。ただし、既存の引き戸の老朽化により新しいものに取り替えるという理由は、支給対象とはなりません。

⑥【洋式便器等への便器の取替え】

Q1. 和式便器から、洗浄機能等がついた洋式便器への取替えは支給対象となりますか。

A1. 商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取替」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象となります。ただし、当該便器の電源を確保するための電気工事は付帯工事として認められません。

Q2. 既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取り替えた場合、住宅改修の支給対象となりますか。

A2. 介護保険制度において便器の取替を住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためです。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給の対象となりません。

Q3. リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのが困難な場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替えとして住宅改修の支給対象となりますか。

- ①洋式便器をかさ上げする工事
- ②便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合
- ③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合

A3. ①は支給対象となります。②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはなりません。被保険者に適した高さにするためであり、補高便座を用いる等、他に方法が無い場合には、便器の取替として住宅改修の支給対象となります。③については、住宅改修ではなく、腰掛け便座(洋式便器の上に置いて高さを補うもの)として特定福祉用具購入の支給対象となります。

Q4. 既存の洋式便器の位置や向きを利用者の身体状況に応じて変更した場合、支給対象となりますか。

A4. 被保険者の身体状況に応じて必要であれば、支給の対象となります。